

2019年9月26日

各位

株式会社 九電工

築上町し尿処理施設建設工事に関連する弊社社員の有罪判決について

本日、弊社社員が、築上町し尿処理施設建設工事受注に際し、公契約関係競売入札妨害および贈賄を行ったとして、福岡地方裁判所小倉支部から懲役2年・執行猶予3年の有罪判決を受けました。

関係各位には、多大なご迷惑をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社は、この度の判決を厳粛かつ真摯に受け止め、本年6月に公表いたしました再発防止策を徹底いたします。

さらに、すべての事業活動において法令遵守を徹底し、皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

以上